第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【基本理念】

【基本目標・施策目標・施策】

基本目標1

こども一人ひとりの意見を尊重

【施策展開】

- (1) こどもの意見を聴く
- (2) こどもの意見表明を支援
- (3) こどもの意見の実現

基本目標2

こどもや子育て家庭をみんなで支援

【施策展開】

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) こどもと子育て家庭を地域全体で応援
- (3) 寄り添った支援
- (4) 経済的支援
- (5) 明石市こども基金
- (6) あかし子育て応援企業

基本目標3

安心して育てることのできる環境づくり

【施策展開】

- (1) 待機児童の解消
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 子育て支援センター事業の推進
- (4) こども誰でも通園制度の推進
- (5) 放課後児童健全育成事業の推進

基本目標4

こども一人ひとりの成長を支援

【施策展開】

- (1) 就学前教育・保育の質の向上
- (2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進
- (3) 地域でこどもを応援する事業を推進

- 41 -

- (4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実
- (5) 第三の居場所づくりの提供
- (6) 体験・学びの機会の創出

2 基本理念

「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

こどもはまちの宝であり、未来です。すべてのこどもたちが大切に育てられ、健や かに成長することはまちの喜びでもあります。

本市では「こどもを核としたまちづくり」を進めており、地域の未来であるこども たちへの支援を通じて、地域の賑わいを創出し、まちの発展につなげていきます。

また、こどもたちへの支援として、行政や地域が一体となり、こども一人ひとりに 寄り添うきめ細やかな取り組みを行い、誰一人取り残さない、笑顔あふれる、やさし いまちづくりに取り組みます。

これらこども施策においては、地域住民や保護者をはじめとした大人だけでなく、 こども自身の意見をこども目線で聴き、対話と共創により、こどもの立場に沿った施 策展開に取り組んでいきます。

3 基本目標

本計画では、次の4つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

- (1) こどもの意見を聴く
 - ① こども・若者会議の実施
 - ② こども関係機関での情報共有及び施策推進
- (2) こどもの意見表明を支援
 - ① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援
 - ② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援
 - ③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援
 - ④ さまざまな立場のこどもの意見表明支援
- (3) こどもの意見の実現

基本目標2 こどもや子育て家庭を地域のみんなで支援

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
 - ① 利用者支援事業(こども家庭センター型母子保健機能)
 - ② 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業
 - ③ 子育て世帯訪問支援事業
- (2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援
 - ① 明石こどもセンター(児童相談所)による総合的・専門的子ども支援
 - ② あかし里親100%プロジェクト
 - ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
 - ④ あかし版こども食堂
 - ⑤ 地域におけるこども支援人材の育成
 - ⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業(すこやかネット)
 - ⑦ 子育て学習室
- (3) 寄り添った支援
 - ① ファミリーサポートセンター事業
 - ② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業
 - ③ 無戸籍者支援
 - ④ 親子関係形成支援事業
 - ⑤ ヤングケアラーへの支援

- (4) 経済的支援
 - ① 高校生までの医療費無料化
 - ② 幼児教育・保育の無償化
 - ③ 給付型奨学金事業
 - ④ 離婚前後の養育支援
- (5) 明石市こども基金
- (6) あかし子育て応援企業

基本目標3

安心して育てることのできる環境づくり

- (1) 待機児童の解消
- (2) 多様な保育サービスの充実
 - ① 延長保育事業
 - ② 幼稚園での預かり保育事業
 - ③ 保育所での一時預かり事業
 - ④ 病児·病後児保育事業
 - ⑤ 利用者支援事業(基本型·特定型)
 - ⑥ 地域での情報提供・相談事業
- (3) 子育て支援センター事業の推進
- (4) こども誰でも通園制度の推進
- (5) 放課後児童健全育成事業の推進

基本目標4 こど

こども一人ひとりの成長を支援

- (1) 就学前教育・保育の質の向上
 - ① 教育・保育の質の向上
 - ② 就学前施設と小学校との連携の推進
 - ③ あかし保育絵本士の養成
- (2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進
- (3) 地域でこどもを応援する事業を推進
- (4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実
 - ① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実
 - ② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実
- (5) 第三の居場所づくりの提供
- (6) 体験・学びの機会の創出

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

「こどもを核としたまちづくり」を進めていくためには、保護者や地域の方々のみならず、こども自身の意見を聞いていくことが重要です。本市では、まちづくりの核となるこども自身にワークショップやアンケートなど様々な方法で意見を聴き、施策に活かしていきます。

(1) こどもの意見を聴く

① こども・若者会議の実施

市民との対話を通じて共にまちづくりを進めるために、2023 年度(令和5年度)からワークショップ形式での市民向けタウンミーティングを実施しています。様々な市民に声を聴く取組の一環として、こども(小中学生)を対象とした「こども会議」、若者(高校生・大学生・29歳までの社会人)を対象とした「若者会議」を開催しています。

こども・若者会議においては、参加者の率直な思いや考えを引き出すため、ファシリテーターが進行し、グループで話し合い、グラフィックレコーディングを活用して話し合いの内容を可視化するなどの工夫をしています。また、幅広い世代にどのような意見が出たかをふれてもらえるように、ホームページで公表しています。

このような取組により、こども・若者の声をしっかり聴くことで、ニーズや想い・意見を把握していきます。更にその声を政策に反映することで、こどもや若者が「意見がしっかり伝わっている」と感じることができ、行政を身近なものに感じるとともに、主体的にまちづくりに関わろうとする意欲を育んでいきます。

② こども関係機関での情報共有及び施策推進

こども施策を庁内で横断的に実施していくため、関係する部局において情報を共有 し、施策に向けて検討します。

具体的には、個別に実施しているこどもや保護者などに対するアンケート調査の結果等を関係機関で情報共有することにより、より広い範囲のニーズ把握に努めます。また、その調査結果からわかる課題について、組織横断的に連携し、施策展開につなげていきます。

(2) こどもの意見表明を支援

① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援

中高生世代が気軽に立ち寄って勉強ができたり、ダンスや音楽の練習を行う等、自由 に過ごすことで、互いに交流ができる若者の居場所づくりをしています。 中高生を一人の「人」として尊重し、安心して意見が言える場となるよう、声を聴き、 受け止め、一緒に考えることにより、中高生世代が主体となって企画、提案、実行でき るように取組みます。

② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援

さまざまな事情で、学校になじめないなどの事由を抱えたこどもたちが通所できる 公設民営型フリースペース(子ども第三の居場所)を設置しています。

「子ども第三の居場所」では、こどもたち目線で居心地のいい空間づくりをするため、 どのような場所を「居場所」としているのか、どのような「居場所」を求めているのか について、こどもたちと保護者、運営スタッフの方々へ、アンケート調査を実施します。

アンケートで出た意見やフリースペースで実施されているこども会議の意見を参考 に、こどもたちを主体とした居場所づくりに取り組むとともに、こどもたちが意見を言 える場となるように支援を行っていきます。

③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援

一時保護されたこどもに対して、「こどものための第三者委員会」による面会やアンケート、意見箱の設置、「意見表明支援員制度」の活用などにより、こどもの声を聴くあらゆる機会を設けています。意見表明支援員(アドボケイト)による意見聴取機会を児童養護施設や里親まで広げ、こどもの意見表明を支援する機会の充実を図ります。

④ さまざまな立場のこどもの意見表明支援

すべてのこどもは意見を表明する権利があります。

本市ではワークショップなどを通じて、こどもの声を直接聴く取組を進めていますが、だれでも・どこでも・いつでも、こどもたちが意見を表明できる場所を確保すべく、オンラインでの意見聴取フォームの設置に向けた取組を行います。意見表明において、物理的な障害があったり、他人の前での意見表明にハードルを感じるこどもでも、オンラインにすることで、意見を表明することができ、より多くのこどもからの意見聴取が可能になります。

(3) こどもの意見の実現

こどもたちの意見による施策の実現は、こどものニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。また、社会に変化をもたらす経験は、こどもたちの成長や将来的な社会参画をより一層促すことができます。

さまざまな形のこどもの意見表明について、積極的に施策へ反映できるよう、努めて いきます。

基本目標2 こどもや子育て家庭を地域のみんなで支援

こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域でこどもや子育てを見守り、 支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。そのためには、こどもに関わるあら ゆる人々が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それ ぞれの役割を果たすことが必要です。

本市では、こどもを中心とした子育て支援を、地域とともに実施することにより、子育て 家庭を地域全体で応援していきます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 利用者支援事業(こども家庭センター型母子保健機能)

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、 出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

妊娠期においては、妊娠届出時にすべての妊婦に対して、保健師、助産師が面談を実施し、出産・育児についての支援を必要とする妊婦には、電話や訪問等で個別に支援を行うとともに、妊娠7~8か月時にはアンケート調査を行い、不安や心配事のある方を支援につなげています。

出産後は、「新生児訪問(乳児家庭全戸訪問)」を行い、こどもの発達・発育や育児の相談を行なうとともに、母体の回復と不安の軽減、育児手技の獲得などを目的とした「産後ケア事業」の実施や、乳幼児健康診査等を通じて、児の発達・発育の確認や育児について支援を行ない、対象者に応じて医療機関や関係機関と連携しつつ、総合的に相談支援を実施します。

また、これまでの「子育て世代包括支援センター」の機能を維持した上で、2024 年度(令和6年度)からは明石こどもセンターの「子ども家庭総合支援拠点」と一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター母子保健機能」の役割を持ち、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない対応、相談支援体制の連携強化を図ります。

② 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業

虐待等のリスクが最も高いといわれる 0 歳児に対して、子育て経験のある見守り支援員が、おむつ等の赤ちゃん用品や赤ちゃんの成長に役立つ様々な子育で情報を毎月自宅に届けることで、 0 歳児家庭への経済的負担や赤ちゃんを連れての買物などの負担軽減を図るとともに、定期的に関わりをもち、見守りを行っています。

見守りの中で、育児の不安や悩みを聴きながら相談に対応し、子育てにおける不安の 軽減を図るとともに、必要に応じて子育て関係部署等と連携し、子育て支援サービスに つなげています。 すべての0歳児家庭と関係性を築いていく中で、支援が必要と思われる家庭について、早期に関係機関との情報共有や連携を図り、継続した見守り支援に努めます。

③ 子育て世帯訪問支援事業

妊婦や就学前までのこどもがいる家庭で、家事や育児に負担があるが、周りの支援を 受けることが困難な家庭に対し、訪問支援員(ホームヘルパー)を派遣し、日常的な家 事や育児等の支援を実施することで、虐待リスク等の低減を図ります。

また、出産後間もない乳児の保護者に対して、「子育てスタート応援事業」として無料券を送付し、気軽に制度を利用出来るよう支援を継続し、こどもを育てる環境の整備を図ります。

(2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援

① 明石こどもセンター(児童相談所)による総合的・専門的こども支援

2019年(平成31年)4月にこどもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター(児童相談所)」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などのこどもに関するあらゆる相談について、 児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士、医師等の専門スタッフが話を聞き、 課題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに、こどもの状況や家庭の状況 に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげていま す。

また、「虐待を受けている恐れがある」等支援を必要とするこどもの早期発見、早期 対応により、こどもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、 関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っています。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした「家庭支援講座(ペアレントトレーニング)」や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、こどもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っています。

今後も、当事者であるこどもの意見や思いに寄り添いながら、引き続きこどもに関する様々な問題の相談窓口として、幅広く相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができないこどもが、家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の 里親委託率 100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取組を行っています。 里親を増やす取組として、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、里親登録後の研修や、里親委託後の電話や訪問による相談支援、経済的支援など、 専属の職員が手厚くフォローしていきます。

また、子育て家庭のニーズに応えるため、短期間の子育て家庭ショートステイ事業の 受入れを専門に行う里親を「ショートステイ里親」として位置づけて、リクルートを行っています。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中のこどもについて、児童養護施設等と情報 を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、こどもの利益を最 優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童家庭支援センターと連携して、専門的援助が必要なこども家庭に対して必要な支援を行うとともに、こどもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・支援につなげています。さらに見守りが必要な家庭に対しては、民間事業者等への委託により定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、専門性や柔軟性を活かした支援体制を整えています。

今後も、市民に身近で効率的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組みます。

④ あかし版こども食堂

こどもたちが食を通じて、地域の方々とつながり、豊かな人間性と社会性を育むすべてのこどもの居場所として、市内 28 小学校区でこども食堂を設置しています。

また、こどもを見守り、必要な支援につなげる気づきの地域拠点としての機能を持ち、 運営団体の特性や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。さらに、地域にお けるこどもの居場所の選択肢が増えるよう、各小学校区での複数設置の開設支援を行 うとともに、こどもだけでなく、高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような 事業を展開していきます。

⑤ 地域におけるこども支援人材の育成

すべてのこどもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通してこども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、活動が継続して実施できるよう地域の活動団体との連携を深めて、こどもの立場に立った支援を進めます。

⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業(すこやかネット)

こどもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では、要保護児童対策地域協議会の機能を有した明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」の調整機関としての役割を明石こどもセンターの中に設置し、市の学校園、保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関の実務担当者等を構成員とする支援策検討実務者会議等を開催し、情報共有や課題共有及び支援策の検討を行うなど、地域でこどもを守るための連携強化に取り組んでいます。

支援が必要なこどもの早期発見、早期対応による児童虐待の予防はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑦ 子育て学習室

「地域で子育て」をねらいとし、子育て中の親子が集い、遊びや体験学習などを通して学び、共に育ちあう場として、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で開設しています。子育てを応援する地域の方々とのふれあいを通して家庭や地域の子育て力の向上を図り、子育てにおける孤立化を防ぎます。

(3) 寄り添った支援

① ファミリーサポートセンター事業

子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)が 会員となって、送迎や一時的なこどもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知・啓発を行うとともに、気軽に利用しやすい制度となるよう利便性の向上を図ります。

② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的にこどもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にてこどもを養育保護します。泊まりで利用できるショートステイに加え、平日夜間や休日の日中に預けられるトワイライトステイ、親子で過ごすことができる親子ショートステイを実施しています。

最近では、育児疲れによる利用が増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応を行っています。

今後も、事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

③ 無戸籍者支援

こどもが出生した際は、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、そのこどもは戸籍に記載されません。この「無戸籍」の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、全ての妊婦と面談することにより、早期に無戸籍のこどもを発見し、支援機関につなげるとともに、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

④ 親子関係形成支援事業

こどもへの関わり方や子育てに悩みを持つ保護者、そのこどもに対して、講義やグループワーク等を行い、心身の発達に応じた対応について、情報提供や助言を行います。 また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流を支援し、悩みの共有や情報交換の 場を設けます。

近年、保護者の孤立化が進み、子育ての悩みも多様化していく中で、こどもへの関わり方への助言や、保護者同士の交流を支援していく対応が必要になっています。

今後も事業の一層の周知を図るとともに、健全な親子関係の形成に向けた支援を行えるように継続実施していきます。

⑤ ヤングケアラーへの支援

実態が表面化しづらい「ヤングケアラー」を早期に発見し支援に繋げるために、周囲の大人に対する啓発や、こども本人の理解促進のための取組を進めます。また、複雑化・複合化した課題を抱えるヤングケアラーのいる世帯に対し、庁内関係部署や関係機関が連携しながら、ヤングケアラーとその家族が抱える負担の軽減等を図っていきます。

(4) 経済的支援

① 高校生までの医療費無料化

高校生世代までのすべてのこどもの医療費(保険診療分)を無料化し、子育て家庭の 経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長を支援しています。

こどもたちが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、 引き続き、適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図る ための給付制度として創設されました。

3~5歳児全員と住民税非課税世帯の0~2歳児について、子ども・子育て支援新制度に移行した教育施設や認可保育施設における基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内において無料で利用できます。また、市独自で実施している第2子以降の保育料および3~5歳児の給食の副食費(おかず代)の無料化事業を継続することで、子育て家庭への支援を図ります。

③ 給付型奨学金事業

給付型奨学金事業は、こどもたちが、親の意向や経済的状況その他家庭の事情に影響なく、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう高等学校進学に向けた給付型奨学金の給付を行うとともに、学習・生活のサポートを行い、社会全体でこどもの育ちを応援する事業です。

高等学校進学時の不安や金銭的負担の軽減を図るため、返済不要の奨学金である入 学準備金と在学時支援金の給付に加えて、高等学校進学に向けた学習支援や進学後の 生活面などの相談支援を行っており、こどもたちの学校生活のサポートを実施してい ます。

こどもたちが、必要な学習機会を必要な時に、金銭的負担を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努めていきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、こどもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。こどもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と親子交流を離婚時に取り決めるよう、参考書式を配布するとともに、調停調書や公正証書などの公的な書類として作成することを支援する「養育費等・親子交流取決めサポート事業」を実施しています。

また、取決めの実効性を確保するため、市職員による親子交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費はこどもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていないこどもが多いのが現状です。

そこで、養育費が受け取れていない場合に、養育費を支払うべき義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、養育費を受け取るべき人に対して、市が立替払い(最大3か月分、上限月額5万円)をした上で、義務者に対して督促をしています。

(5) 明石市こども基金

こどもたちの健やかな育ちを支えるよう、市民が主体的に行う子育て支援活動及び児 童健全育成活動の振興に資するため設置しています。

寄附受納及び積立金の運用を行い、公益財団法人こども財団を通じ、子育ての不安・負担感を軽減、地域における児童虐待や青少年非行の防止に資する活動への助成に活用しています。また、こども・若者が、自らが計画しチャレンジしたいことなどを実践する活動に対する助成を拡充し、地域コミュニティの意識醸成と、子育てもこども自身も応援するまちづくりの推進に活用します。

(6) あかし子育て応援企業

企業による子育て支援への取組を促進し、安心してこどもを産み育て、こどもが健やか に育つまちづくりを進めるため、子育て支援の取組を積極的に行っている企業を「あかし 子育て応援企業」として認定しています。

地域全体でこどもを見守る機運を高め、全てのこどもたちが健やかに育つ街づくりを さらに進めるため、応援企業の認定数の拡大に取り組み、企業と地域とのネットワークづ くりや連携したイベントなどを継続して開催します。